協議事項

協議資料－１

協議事項-１	令和５年度決算報告について		
事業者名	三田市		
担当者	伊藤	添付資料	有

協議事項趣旨・内容等

1.R5 年度 事業内容

（1）三田市地域公共交通計画の策定

2.R5 年度 決算報告

歳入

区分			予算額	決算額	比較増減	説明
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	9,300,000	9,185,330	△114,670	三田市負担金
計			9,300,000	9,185,330	△114,670	

歳出

区分			予算額	決算額	比較増減	説明
款	項	目				
事業費	事業費	事業費	9,300,000	9,185,330	△114,670	三田市地域公共交通計画策定に関する委託費等
計			9,300,000	9,185,330	△114,670	

三田市地域公共交通活性化協議会

令和５年度決算報告書

令和５年度決算報告並びに関係帳簿等について、監査を行った結果、

その内容は適正に取扱いされていることを認めます。

令和６年４月２５日

監査

協議資料－２

協議事項-２	令和６年度予算(案)について		
事業者名	三田市		
担当者	伊藤	添付資料	無

協議事項趣旨・内容等

1.R6 年度 歳入歳出予算（案）

歳入

区分			予算額	前年度予算額	比較増減	説明
款	項	目				
			0	9,300,000	△9,300,000	
計			0	9,300,000	△9,300,000	

歳出

区分			予算額	前年度予算額	比較増減	説明
款	項	目				
			0	9,300,000	△9,300,000	
計			0	9,300,000	△9,300,000	

協議資料－３

協議事項-３	バス路線の減便・廃止等、個別地域の課題が発生する場合の関係者が協議する場について		
事業者名	三田市		
担当者	福井	添付資料	有

協議事項趣旨・内容等

【協議事項】

三田市地域公共交通計画に基づく、バス路線の減便・廃止等、個別地域の課題が発生する場合の関係者が協議する場の設置について

【内容】

バス路線の減便・廃止等、個別地域の課題が発生する場合の関係者が協議する場を交通ネットワーク分科会に設置し、申し出から廃止等の時期まで一連の経過を設定する指針（フロー）を策定すると共に、事案が生じた場合は指針に基づき解決に向けた調整等を実施する。

１．分科会について

活性化協議会の事務について、専門的な協議・調整を行うための分科会として、三田市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領（以下「要領」という）第２条に基づき「交通ネットワーク分科会」・「計画策定分科会」・「協働促進分科会」の３分科会が設置されている。

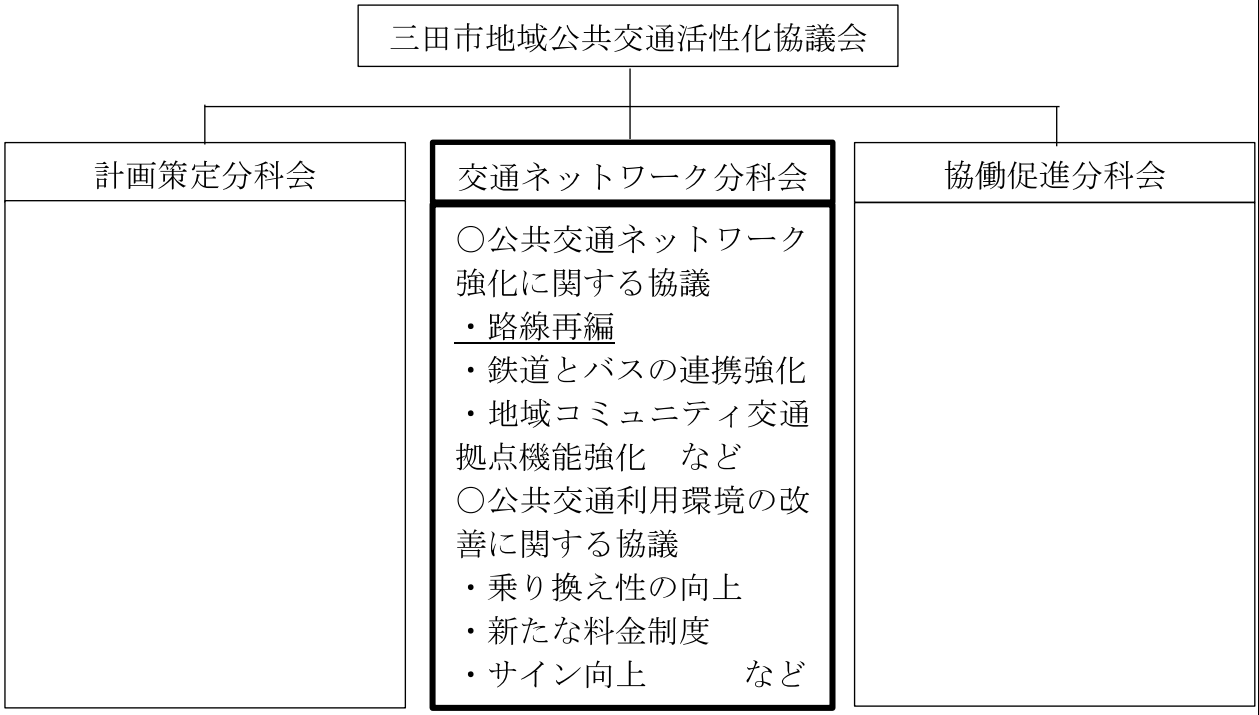

（これまで交通ネットワーク分科会では、テクノパーク周辺道路の混雑解消について協議を実施）

以上より、バス路線の減便・廃止等の課題が発生する場合の「協議する場」は、「路線再編」に関わるものであることから、「交通ネットワーク分科会」を協議の場とする。

２．分科会での協議事項について

○廃止等の申し出から廃止等の時期まで一連の経過を設定する指針（フロー）の内容について協議する。

（イメージ図）

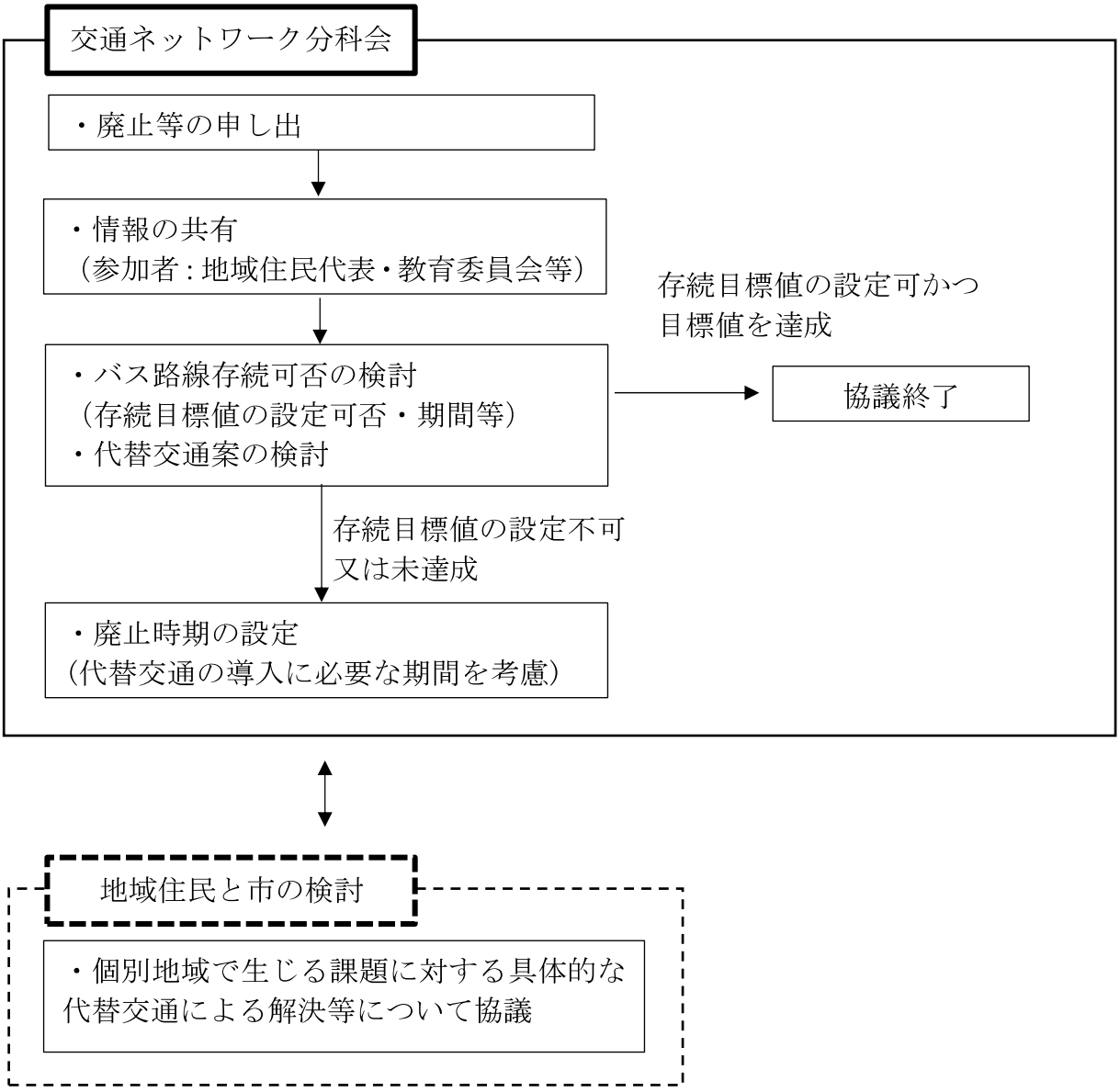

３．交通ネットワーク分科会委員及び出席者（案）について

○分科会委員（**バス路線の減便・廃止等の課題が発生する場合の協議**）

	委員（案）
分科会長	土井会長
分科会委員	バス事業者
	鉄道事業者
	タクシー事業者
	三田市（道路管理者）
	社会福祉協議会
	市民委員（1名）

○その他出席を依頼する者（要領第５条第７項）：

・バス事業者のダイヤ編成部署職員
（情報共有の際等）
・当該路線が接する地域の住民（自治会、まちづくり協議会等代表）
・三田市教育委員会
・三田市地域担当職員

（参考）

分科会の会長・委員、運営等は要領で次のとおり規定されている。

・分科会長　　：協議会長が指名する（要領第４条第２項）

・分科会委員　：協議会の委員（委員の所属する機関が推薦した者を含む）のうちから協議会の会長が指名した者（要領第３条第１項第１号）
協議会の会長が調査検討のため必要と認めて指名した者
（要領第３条第１項第２号）

・分科会の運営：必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見を求めることができる。
（要領第５条第７項）

目標３　みんなで考えつなげていく体制づくり

(1) 施策3-1　地域住民・交通事業者・行政の連携強化

重点事業	事　業	概　　要	実施主体
☆	3-1-1 地域住民・交通事業者・行政が連携した地域における公共交通について協議する場づくり	● 既存の公共交通ネットワークの維持に限らず、バス路線の減便や廃止など、個別地域の課題が発生する場合は、地域住民や交通事業者、学校関係者等の関係者とともにその継続性や代替手段による解決等を協議するための「場」を三田市地域公共交通活性化協議会分科会等に新たに設置します。 ● 協議の「場」づくりのため、参加者や期間など運用方法を取り決めた指針を令和６年度に作成します。	◎ 行政 ◎ 交通事業者 ◎ 市民
☆	3-1-2 交通弱者への支援による外出機会の拡大	● 交通弱者の外出機会の拡大を目指すため、行政や交通事業者が実施している高齢者や障害者等の交通弱者の支援制度の周知や、利用しやすい制度の確立や改善を推進します。	◎ 行政 ◎ 交通事業者 △ 市民

【実施主体】
◎：常にメインとなって事業を推進　○：適宜メインとともに事業を推進　△：事業の推進を補佐

(2) 施策3-2　交通分野以外との連携強化

重点事業	事　業	概　　要	実施主体
☆ ☆	3-2-1 農業・商業・観光分野等との連携による公共交通の維持・活性化	● 交通を地域のくらしと一体として捉え、農業・商業・観光分野等の地域の多様な関係者との「共創」による維持・活性化を図るため、路線バスにおいて農作物と利用者を同時に運ぶ貨客混載や、商業や観光施設等と連携した公共交通の利用によるポイント付与等のサービスに取り組みます。	◎ 行政 ◎ 事業者 ◎ 交通事業者
☆ ☆	3-2-2 公共交通の担い手確保	● 乗務員の高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響（新規採用の抑制等）や働き方の変化等により、乗務員を中心に公共交通の担い手が不足しています。また地域内交通においても地域ドライバー等の継続的な担い手の確保が課題となっています。 ● そこで目指すべき公共交通ネットワークを実現するためにも、公共交通の担い手確保の取り組みに加えて、潜在需要の掘り起こしや企業等とのマッチング機会の創出などにより新たな担い手確保の取り組みを推進します。	◎ 行政 ◎ 交通事業者 ○ 市民 ○ 事業者
☆ ☆	3-2-3 施設配置に応じた公共交通の再編	● 市民病院・小中学校・幼稚園の再編等、市の公共交通を取りまく環境は常に変化にしており、再編事業等に併せて公共交通による移動需要も変化しています。 ● これらの変化に対応するため再編事業毎に随時、路線バスの再編、地域特性に応じた地域内交通や特定目的の送迎システムの導入等、地域の輸送資源を活用しながら検討します。	◎ 行政 ◎ 交通事業者 ○ 事業者
	3-2-4 公共交通利用促進に向けた地元企業の参画推進	● 行政をはじめ、北摂三田テクノパークへの進出企業等の事業者に対し働きかけ、「ノーマイカーデー（公共交通機関の利用を促すキャンペーン）」や「エコ通勤（クルマから、環境にやさしいエコな通勤手段に転換すること）優良事業所認証制度」の実施促進に向け周知等	◎ 行政 ◎ 事業者

協議資料－4

協議事項-４	地域内交通導入の指針について		
事業者名	三田市		
担当者	福井	添付資料	無

協議事項趣旨・内容等

【協議事項】

三田市地域公共交通計画に基づく、地域内交通導入の指針について

【内容】

三田市地域公共交通計画における事業 1-2-3「小さな需要を支える支線・地域内交通の再編」において、新たな地域内交通の導入に向け「指針（準拠すべきよりどころ又は準拠すべき基本的な方向、方法を示したもの）を令和 6 年度に作成するとしている。本事業に基づき、地域内交通導入の指針を作成する。

１．現状

・「新たな市民生活交通導入検討指針」（平成 23 年 8 月）を策定

経緯：

平成 21 年 10 月～　三田市コミュニティバス等検討委員会
平成 22 年 3 月　委員会→市長　提言
平成 22 年 10 月　市長→委員会　諮問、平成 23 年 3 月　委員会→市長　答申
平成 23 年 8 月　策定

・当該指針はコミュニティバスの導入を想定して策定された

２．計画に基づく指針の作成方法

▪「新たな市民生活交通導入検討指針（平成 23 年 8 月)」を改訂する。

（主な変更点等）

・名称を「地域内交通等導入検討指針」とする。
・地域特性に応じた地域内交通の導入を想定して策定。
・評価指標を現在 2 地区で運行している自家用有償旅客運送の実績を参考に定める。

３．スケジュール

令和 6 年 8 月　活性化協議会で協議
令和 6 年 9 月　パブリックコメント実施
令和 6 年 10 月　パブリックコメント回答
令和 6 年 11 月　改定指針運用開始

1. 基本方針別施策・事業

目標 1　生活基盤を維持するための公共交通ネットワークの形成

(1) 施策1-1 交通拠点の機能強化

重点事業	事　業	概　　要	実施主体
☆	1-1-1 交通拠点（広域交通及び地域交通）の機能強化	● 三田駅の歩行者空間の整備や相野駅や広野駅の区画整理事業等の推進により交通結節機能の強化を検討し、スムーズな移動の確保による利便性向上を図ります。	◎ 行政 ◎ 土地区画整理組合 ◎ 市街地再開発組合 ○ 交通事業者

【実施主体】
◎：常にメインとなって事業を推進　○：適宜メインとともに事業を推進　△：事業の推進を補佐

(2) 施策1-2 公共交通ネットワークの維持・確保

重点事業	事　業	概　　要	実施主体
☆	1-2-1 交通ネットワーク（骨格）の維持・確保	● 地域の輸送資源の総動員や運行にかかる支援等あらゆる手段を活用しながら、地域特性や実情などの移動需要に対応した最適な交通ネットワーク（骨格）を維持・確保します。	◎ 行政 ◎ 交通事業者
☆	1-2-2 大きな需要を支える幹線・支線の再編	● テクノパーク企業協議会や交通事業者と連携し、テクノパーク周辺の交通混雑の解消や通勤の足の確保を図ります。　テクノパーク方面へは、新三田駅からのバス路線（幹線）を維持しつつ、国道 176 号と舞鶴若狭自動車道三田西 IC を結ぶ県道三田西インター線のバイパス工事の開通後の交通量の変化も踏まえながら、ウッディタウン中央駅から大規模需要を支えるための新たな支線交通を検討します。	◎ 行政 ◎ 交通事業者 ○ 進出企業
☆ ☆	1-2-3 小さな需要を支える支線・地域内交通の再編	● 公共交通ネットワークの将来像の地域内交通における「地域の需要に応じてラストワンマイルとフィーダーをそれぞれを検討する地域」については、路線バスの補完や、交通拠点までの移動を支える交通手段として、支線・地域内交通の確保・維持に向けた検討が不可欠な地域です。 ● そこで、移動需要（目的、施設等）に対応するために、「小さな需要を支える支線の見直し（乗り換え回数の削減、運行ルートの見直し、運行主体や車両の見直し）」や、「地域特性に応じた地域内交通」について多様な主体と検討します。 ● また、新たな地域内交通の導入に向け、「指針（準拠すべきよりどころ又は準拠すべき基本的な方向、方法を示したもの）」を 2024（令和 6）年度に作成します。	◎ バス・タクシー事業者 ◎ 市民 ◎ 行政 ○ 事業者

【実施主体】
◎：常にメインとなって事業を推進　○：適宜メインとともに事業を推進　△：事業の推進を補佐